



® 平成 31 年 3 月 11 日 (月)

No. 14888 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効審決 (不成立) 及び訂正無効審決 (不成立) 取消訴訟事件

(「ガスセンサ素子及びその製造方法」(特許第5104744号)

訂正無効及び進歩性誤認事件) [上] (全2回)

—平成29年(行ケ)第10194号(第1事件)及び平成29年(行ケ)第10190号(第2事件)、平成30年9月20日判決言渡—

判決は、原告が主張する取消事由1-1(請求項1及び2に係る明確性、サポート要件の判断の誤り)、同じく取消事由1-2(請求項2に係る明確性、サポート要件の判断の誤り)、同じく取消事由1-3(本件発明2における相違点1の容易想到性判断の誤り)、及び同じく取消事由1-4(相違点3の容易想到性についての判断の誤り)は理由なしとしたものの、被告が主張する取消事由2(本件発明1における相違点1の容易想到性についての判断の誤り)によれば、引用発明2の1に甲3技術1を適用するに当たり、当業者が「電極と接着剤との間に隙間を設ける」構成を採用する動機付けがあると認めることはできず、構成要件(1I)に係る「上記ジルコニア充填部に設けた上記電極と上記開口用貫通穴との隙間か



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 千木良 崇

弁理士 破魔 沙織

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 船本 康伸*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 野崎 俊剛*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 小森 岳史

弁理士 塩谷 享子

弁理士 草野千賀子

弁理士 松井 茂*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 高野 信司

弁理士 宮尾 武孝*

弁理士 白形由美子*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久*

弁理士 大澤 豊

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail:office@sato-pat.co.jp

ら、上記ジルコニア充填部の表面を露出させる」構成を、当業者が容易に想到できたということとはできない、とされ、想到性についての判断の誤りとされ、被告の主張は理由があるから、本件審決にはこれを一部取り消すべき違法があるものとされ、審決の一部が取り消された事例である。

第1 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原告が主張する取消事由1-1ないし1-4はいずれも理由がないが、被告が主張する取消事由2は理由があるから、本件審決にはこれを一部取り消すべき違法があるものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 取消事由2 (本件発明1における相違点1の容易想到性についての判断の誤り) について

(1) 本件審決が認定した引用発明2の1及び甲3技術1並びに本件発明1と引用発明2の1との一致点及び相違点については、当事者間に争いがない。

(2) 本件審決は、本件発明1における相違点1のうち、構成要件(1I)の「ジルコニア充填部に設けた電極と開口用貫通穴との隙間から、ジルコニア充填部の表面を露出させること」に関し、引用発明2の1に甲3技術1を適用して接着剤表面アルミナ層とするに当たり、

① 甲3の記載から、接着剤表面アルミナ層が、第1電極や第2電極の表面の周縁部と重複してしまうと、第1電極又は第2電極の他の部分、及び、接着剤表面アルミナ層の他の部分と比較して厚くなってしまうことから、アルミナからなる接着剤の層を導体層の平坦部と略面一にすることによって、各未焼成シート又は各未焼成スペーサに亀裂が発生することを防止するという目的が果たせなくなることは当業者にとって明らかであるから、アルミナからなる接着剤の層と導体層が略面一であることが必須であるのに対して、アルミナからなる接着剤の層と導体層の側面とが隙間を空けることなく接することは必須ではないことは、当業者にとって明らかである、

② 第1電極又は第2電極の表面の周縁部に、接着剤表面アルミナ層を隙間なく接触させるように設計又は製造を行うと、避けることのできない製造誤差により、第1電極又は第2電極と接着剤表面アルミナ層が重複することがあり得るので、そのような事態を回避するために、第1電極及び第2電極と接着剤アルミナ層との間に隙間を設けることによって余裕を持たせ、第1電極及び第2電極と接着剤表面アルミナ層との重複を回避することは、当業者が適宜なし得ることである、

③ そして、その隙間をどの程度にするかは、製造誤差の程度等を勘案して当業者が適宜設定し得るものであって、固体電解質体の表面が露出する程度の隙間とすることも適宜設定し得る範囲内のものである、と判断した。

(3) そこで検討するに、本件審決が認定したとおり、甲3には、甲3技術1が記載されており、本件特許に係る出願当時、積層タイプのガスセンサ素子において、これを構成する各未焼成シートをアルミナからなる接着剤を介して積層することは、当業者にとって周知の技術であったと認められる。しかし、甲3には、①接着剤が導体層の周縁部に重複すると、亀裂の発生を防止することができないから、導体層と接着剤とが隙間なく接することは必須ではないことや、②避けることのできない製造誤差により、接着剤が導体層の周縁部に重複すること、また、③製造誤差の程度を勘案して、固体電解質体の表面が露出する程度の隙間を設定することは、記載も示唆もされていないし、上記①～③の事項が、当業者にとって当然の技術常識であると認めるに足る証拠も見当たらない。

仮に、「製造誤差」を考慮して接着剤の量を調整することが、当業者の技術常識であるとしても、甲3の段落【0049】及び【0050】の記載、及び当該段落が引用する図6～9に接した当業者は、接着剤の量は、導体層に設けられた平坦部と略面一となるように、すなわち、当該平坦部との間にできるだけ隙間を生じないように調整するものと理解すると認めるのが相当である。

そうすると、引用発明2の1に甲3技術1を適用するに当たり、当業者が「電極と接着剤との間